

限度額適用・標準負担額減額認定証の申請を！

国保または後期高齢者医療加入者の入院および外来における医療費の自己負担限度額は、所得区分によって異なります。

医療機関等における窓口での支払いについて、その区分に応じた限度額を適用するためには、「限度額適用認定証」が必要となりますので、医療費の支払いが限度額を超えそうな場合には、事前に申請手続きをしてください。申請した月から適用されます。

また、入院時の食事代も住民税が非課税の世帯で、限度額適用認定証の申請手続きをしますと、申請した月から食事代が減額されます。

ただし、限度額適用認定証は、国保税や後期高齢者医療保険料に滞納がない加入者に限って交付されます。滞納している方は、これまでどおり、窓口で医療費の1〜3割を自己負担しなければなりません。

国民健康保険の加入者

現在交付されている限度額適用認定証の有効期限は7月31日までのため、8月以降も必要な方は、新たに申請手続きをしてください。

後期高齢者医療の加入者

今までに限度額適用認定証の交付を受けたことがない方で、限度額適用認定証が必要な場合には、申請が必要ですので、忘れずに手続きをしてください。

今までに限度額適用認定証の交付を受けたことがある方で、8月1日以降も交付の対象となる方（非課税世帯の方）には、新しい限度額適用認定証が7月に交付されていますので、申請手続きは必要ありません。

【申請に必要なもの】

- ・国民健康保険証または後期高齢者医療被保険者証・印鑑
- ・【問い合わせ先】
- ・住民生活課国民健康保険係
- ・熊石総合支所住民サービス課

医療助成受給者証が更新されました

重度心身障がい者の方、ひとり親家庭等の児童と親または養育者、乳幼児等のお子さんについては、病気やケガで病院にかかった時には、町から医療費の一部が助成されます（世帯の所得状況により助成が受けられない場合もあります）。

この助成を受けるためには、町から交付される「医療

費受給者証」を医療機関に受診する際、保険証と一緒に提示しなければなりません。今年7月末現在で助成対象になると思われる方には、8月1日より使用できる新しい「医療費受給者証」を郵送しています。既にお手元に届いている方は特に手続きの必要はございませんので、そのままお使いください。

また、助成対象になると思われる方で、「医療費受給者証」が届いていない方につきましては、住民生活課国民健

費受給者証」を医療機関に受診する際、保険証と一緒に提示しなければなりません。今年7月末現在で助成対象になると思われる方には、8月1日より使用できる新しい「医療費受給者証」を郵送しています。既にお手元に届いている方は特に手続きの必要はございませんので、そのままお使いください。

町長選挙および町議会議員選挙の日程について



任期満了（平成25年10月22日）に伴う町長選挙および町議会議員選挙が次の日程で執行される予定です。

◎告示日 10月15日(火)

◎投票日 10月20日(日)

立候補予定者説明会

当該選挙に係る「立候補予定者説明会」を次のとおり開催します。

【日時】 9月5日(木) 午前10時～
【場所】 シルバープラザふれあいホール

【問い合わせ先】
八雲町選挙管理委員会事務局

康保険係までお問い合わせください。助成対象となる場合には、本人による申請が必要となりますので、手続きを行ってください。

【申請に必要なもの】

- ・現在加入している健康保険証
- ・印鑑
- ・八雲町へ転入された方等は、転入前の市区町村の所得証明書（課税・非課税証明書）
- ・【申請・問い合わせ先】
- ・住民生活課国民健康保険係
- ・熊石総合支所住民サービス課
- ・落部支所